

平成28年度第9回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成28年12月20日(火) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎 3階大会議室

開 会 平成28年12月20日(火) 午後2時

出席委員 20名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
5番 浅井 尊弘	6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	8番 中野 浩光
9番 猪子 勝三	10番 加藤 重雄	11番 花木 満	12番 石黒 鉦俊
13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄	15番 後藤 鉄雄	16番 後藤 末秋
17番 加藤 和伸	18番 星野 満	19番 木村 芳彦	20番 加藤 頌茲

欠席委員 なし

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、安藤 敏秀、石塚 正己、野口 泰司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 …………… 2件

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 …………… 1件

(2) 報告案件

報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 5件

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 14件

報告第29号 農地改良の届出 …………… 1件

2 その他

- ・ 平成29年度の農業委員会議の開催日程

会 長 こんにちは。今年も残り10日ほどを残すのみとなりました。急に寒くなりましたので、委員の皆さんには農作業時など体調管理に、十分注意してください。

では、改めましてただいまから、平成28年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は20名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。本日は20番、加藤頌茲委員と1番、大橋浩委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

「1 提出案件」「(1) 議決案件」について、

- ・「議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件
- ・「議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」1件

「(2) 報告案件」について、

- ・「報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」5件
- ・「報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」14件
- ・「報告第29号 農地改良の届出」1件

です。それでは、「議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請」を議題といたします。2番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号2をご覧ください。申請地は、一場御園____番、登記田、現況雑種地で面積310㎡のうち3㎡です。_____様は、本件申請地310㎡のうち、307㎡につき市街化区域であり、倉庫の設置での宅地転用の届出をし、平成28年11月22日に届出を受理しています。今回は、申請地の3㎡部分が調整区域であり、一体利用のための農地転用です。

場所は、県道名古屋一宮線から東側39mに位置し、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公益的施設が連たんしている区域にある農地であり、辺縁部となります。農地区分は、「運用通知第2の1の(1)エ-(ア)-b-(a)」により第3種農地と判断され、原則許可になります。また、一般基準についても特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見等があれ

ばお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。

地元の加藤重雄委員、何か問題ありませんか。

加藤重雄委員
会 長

問題ありません。

他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、3番について事務局に説明を求めます。

事務局

番号3をご覧ください。申請地は、春日天神___番、登記畑、現況宅地で面積114㎡です。_____様は、春日天神___番に自宅を構え、隣地である申請地は堤防道路との高低差が70cmあり、スロープを造り、車の出入りとして使用していました。今回無断に使用していたことを是正するために手続きをする農地転用です。

場所は、五条川左岸の堤防道路に隣接し、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設が連たんしている区域にある農地であり、辺縁部となります。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)- b -(a)」により第3種農地と判断され、原則許可になります。また、一般基準についても特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。地元の木村芳彦委員、何か問題ありますか。

木村委員
会 長

問題ありません。

他に何かご意見などありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、「議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案書2ページ、番号15をご覧ください。申請地は阿原角の城___番、登記田、現況畑で面積495㎡です。賃貸人_____様と賃借人___様で、駐車場を設置するための賃借権設定での農地転用です。

申請地付近の事業者より申請地を駐車場として借りたい旨の申出が申請人にあり、今回の申請に至りました。_____様は、本社は知立

市、営業所は清須市阿原八幡____番地で営業されています。清須営業所は、平成27年6月に開業し、駐車場は未整備で路上駐車にて対応しているのが現状です。従業員11名全員が車通勤であること、社用車を4台所有していること方、近隣の交通事情の支障がないように計画し、土地所有者に相談したところ快諾していただきました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速6号清須線清須入口から250mの距離に位置しています。農地区分は、インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地であることから「運用通知第2の1の(1)エ-(ア)- a -(b)」に該当し、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、ご意見等があればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。

この案件の地元は、山田富士雄委員ですが。

山 田 委 員 特に問題ないですけど、現在畑なのでU字溝の養生をお願いします。

会 長 事業者に連絡を取って、適切に処置するようお願いします。

他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」に入ります。順に読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

会 長 24番、清洲御替地____番、登記田、現況畑です。

花 木 委 員 結構です。5、6年前に既に建ってしまっています。

石 塚 委 員 始末書がついているものは周辺への影響ははっきり確認できないね。

会 長 それでは25番、一場御菌____番、登記、現況ともに田です。
加藤重雄委員 問題ないです。

会 長 問題ないですか。

加藤重雄委員 はい。

会 長 26番、清洲山神____番、登記、現況ともに畑です。

横井忠勝委員 はい、問題ありません。
会長 27番、一場神明前___番、登記田、現況畑、一場神明前___番、登記、現況ともに畑です。

加藤重雄委員 いいです。問題ないです。
会長 28番、清洲御替地___番、___番、登記田、現況宅地です。

花木委員 宅地になってしまっています。
会長 他に何か質問などありませんか。質問などがなければ、本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

続いて、「報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」に入ります。読み上げますから、地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

108番、春日堀田___番、登記畑、現況宅地です。

後藤鉄雄委員 特に問題ないです。
会長 109番、西枇杷島町下新___番、登記、現況ともに畑です。

大橋委員 これも問題ありません。

会長 110番、大嶋一丁目___番、登記、現況ともに畑です。

加藤重雄委員 これ問題ないです。

会長 111番、西田中蓮池___番、登記、現況ともに田です。

中野委員 問題ありません。

会長 いいですか。

中野委員 はい。

会長 112番、西枇杷島町小田井二丁目___番、登記田、現況畑です。

渡辺委員 問題ありません。

会長 113番、清洲下町___番、登記畑、現況宅地です。

横井忠勝委員 問題ありません。

会長 114番、清洲菅田___番、___番、登記、現況ともに畑です。

横井忠勝委員 これも問題ありません。

会長 115番、西田中白山___番、登記、現況ともに田です。

中野委員 はい、問題ありません。

会長 いいですか。

中野委員 はい。

会長 116番、廻間一丁目___番、登記、現況ともに畑です。

花木委員 結構です。

会長 いいですか。

花 木 委 員 員 はい。
会 長 117番、朝日城屋敷____番、____番、2筆とも登記、現況ともに畑です。

猪 子 委 員 員 これも問題ありません。
会 長 118番、西枇杷島町泉____番、登記田、現況宅地です。

大 橋 委 員 員 これも問題ありません。
会 長 119番、春日堀田____番、登記、現況ともに畑です。

後藤鉄雄委員 問題ないです。
会 長 次のページも同じだね。みんないいですか。

後藤鉄雄委員 はい。
会 長 120番、西枇杷島町押花____番、登記畑、現況宅地です。

大 橋 委 員 員 これも問題ありません。
会 長 121番、鍋片三丁目____番、____番、登記、現況ともに畑です。これ畑で、宅地の真ん中ですから何もありません。

他に何か質問などありませんか。質問などがなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

続いて「報告第29号 農地改良の届出」について、これ畑にしたいということでもいいですか。

事 務 局 員 はい。
会 長 西田中白山____番、現況、登記ともに田、畑への改良届出ですが、どうですか。

中 野 委 員 員 問題ないです。
会 長 この件について、何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

これで、本日予定されていたすべての議案が終了しました。この際、何か質問、意見等ありませんか。

渡 辺 委 員 員 4条のところで、同じ____様で、住所が似ているようだけど、この表記は正しいの。

事 務 局 員 届出書を確認したところ、この表記で間違いありません。同一の世帯ではありません。

会 長 それでは、「2 その他」に移ります。事務局からお願いします。

事 務 局 員 (平成29年度の会議日程について、農地法の標準処理期間の関係上、開催日を現在の20日前後から25日前後に変更する旨説明し、了承を得た。)

会 長 それでは次回の開催について確認します。平成29年1月20日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

事 務 局 1月10日から、新しい庁舎の利用を始めます。従来の庁舎は、南館となります。開催場所は、今回と同じ場所です。

会 長 以上をもちまして、平成28年度第9回農業委員会を閉会します。みなさん良いお年をお迎えください、来年も元気な姿でお会いしましょう。

—終了時刻午後2時30分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名などは「_____様」、地番は「____番」との表記で省略して記載しています。